

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部改正に伴い、避難安全性能を有する建築物に対する条例の適用除外について、国土交通大臣が個別に検証して認定をする建築物の全てを適用除外の対象とするため、滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

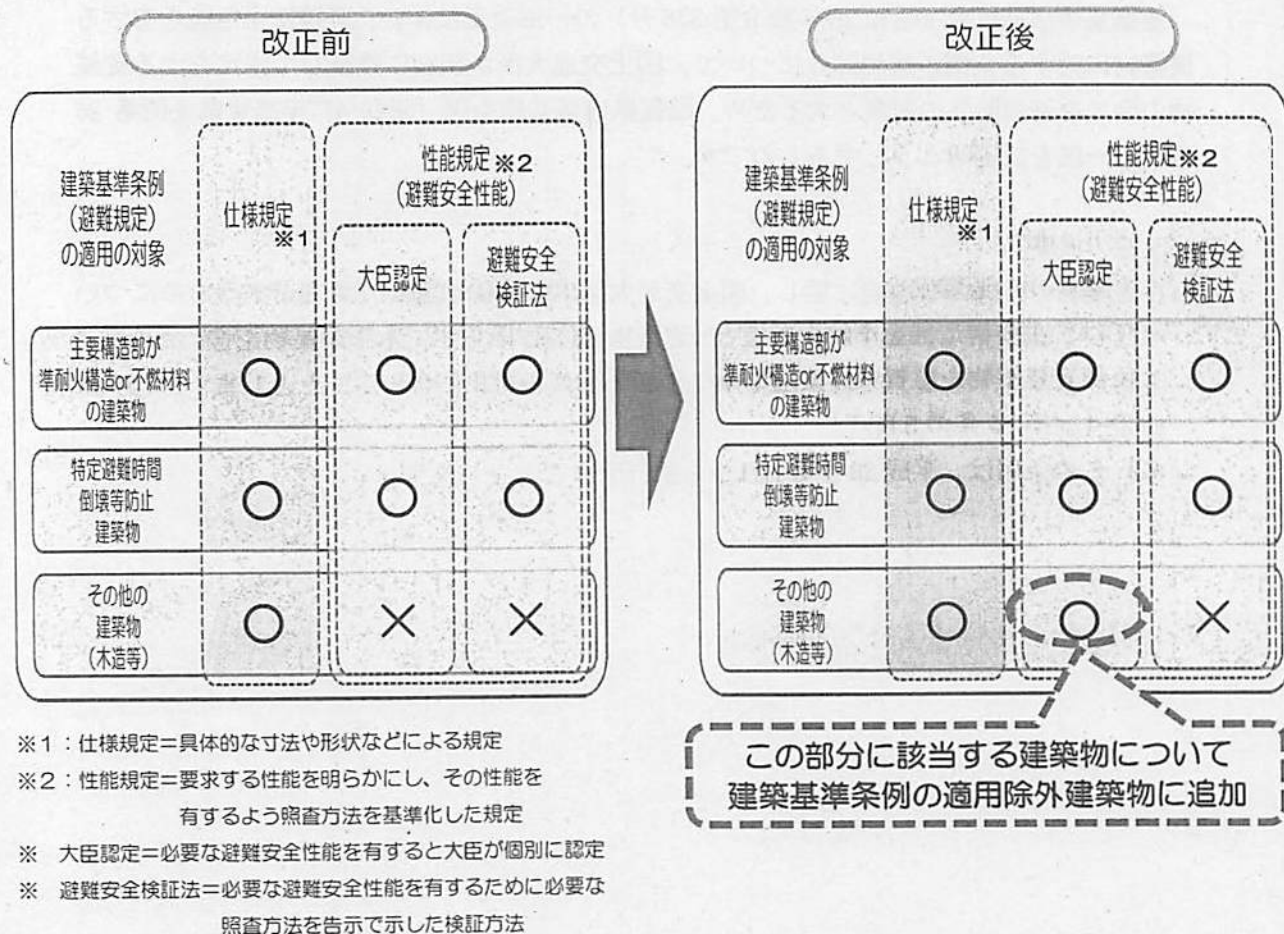
- (1) 建築物の避難安全性能に関し、国土交通大臣が個別に検証して認定をするものについては、主要構造部を準耐火構造とした建築物等に限らず、木造建築物を含めた全ての大臣認定建築物を滋賀県建築基準条例の適用除外の対象に含めることとします。(第36条の4、第36条の5関係)
- (2) この条例は、平成28年6月1日から施行することとします。

建築基準条例改正の概要

■ 建築基準条例の適用を除外する対象建築物の追加

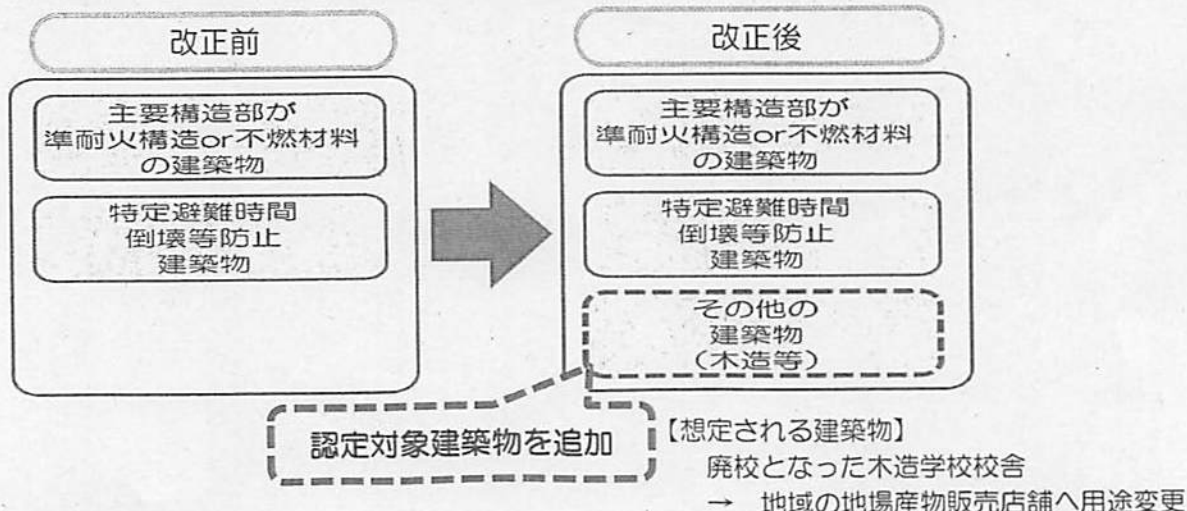
○ 今回の建築基準法施行令改正により、避難安全性能を有する建築物として大臣認定を受けた建築物については、主要構造部を準耐火構造とした建築物等に限らず、全ての大臣認定建築物について建築基準条例の一部の適用を受けない建築物の対象とします。

● 建築基準条例の適用を受ける建築物のイメージ



【参考】建築基準法の改正内容

● 避難安全性能について大臣認定を受けることのできる建築物



滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
第1条～第36条の3 省略 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外) 第36条の4 建築物 <u>(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)</u>の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたものまたは政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外) 第36条の5 建築物 <u>(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)</u>で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたものまたは政令第129条の2の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条(第1項第2号を除く。)の規定は、適用しない。 第37条 省略	第1条～第36条の3 省略 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外) 第36条の4 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたもの <u>(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られた建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。)</u> または政令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外) 第36条の5 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたもの <u>(主要構造部が準耐火構造であるかしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)</u> または政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条(第1項第2号を除く。)の規定は、適用しない。 第37条 省略